

(写)

令和 7 年10月17日

千葉労働局長
小山 英夫 殿

千葉地方最低賃金審議会
会長 村上 典子

千葉県鉄鋼業最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和 7 年 8 月 25 日付け千労発基0825第 4 号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので答申する。

別紙

千葉県鉄鋼業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

- 1 適用する地域
千葉県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で鉄鋼業又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての
主要な経済活動が鉄鋼業に分類されるものに限る。）を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。
(1) 18歳未満又は65歳以上の者
(2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
(3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間 1,210円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
令和7年12月25日

(写)

令和7年10月17日

千葉地方最低賃金審議会
会長 村上 典子 殿

千葉地方最低賃金審議会
千葉県鉄鋼業最低賃金専門部会
部会長 大竹 栄

千葉県鉄鋼業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和7年8月25日千葉地方最低賃金審議会において付託された千葉県鉄鋼業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員及び審議経過の概要は別添1及び2のとおりである。

千葉県鉄鋼業最低賃金

- 1 適用する地域
千葉県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で鉄鋼業又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が鉄鋼業に分類されるものに限る。）を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。
 - （1）18歳未満又は65歳以上の者
 - （2）雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
 - （3）清掃又は片付けの業務に主として従事する者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間 1,210円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
令和7年12月25日

令和 7 年度千葉地方最低賃金審議会
千葉県鉄鋼業最低賃金専門部会委員名簿

千 葉 労 働 局
令和 7 年 10 月 1 日

【公益代表委員】

大 越 利 之	麗 澤 大 学 経 済 学 部 教 授
大 竹 栄	公 認 会 計 士 ・ 税 理 士
小 野 理 恵	千 葉 大 学 准 教 授

【労働者代表委員】

浦 葉 晃 平	日 本 製 鉄 君 津 労 働 組 合 書 記 次 長
田 中 貴 幸	日 本 基 幹 産 業 労 働 組 合 連 合 会 千 葉 県 本 部 事 務 局 長
等々力 康 広	日 本 労 働 組 合 総 連 合 会 千 葉 県 連 合 会 副 事 務 局 長

【使用者代表委員】

加 藤 健 吾	J F E ス チ ー ル (株) 東 日 本 製 鉄 所 労 働 人 事 部 長
清 水 茂 雄	日 本 製 鉄 (株) 東 日 本 製 鉄 所 労 働 ・ 購 買 部 長
高 橋 秀 穂	(一 社) 千 葉 県 経 営 者 協 会 専 務 理 事

千葉県鉄鋼業最低賃金専門部会審議経過の概要(令和7年度)

月 日	経 過	審 議 概 要
8月25日	第446回 最低賃金審議会	1 最低賃金の改正について諮問 2 専門部会の設置を決定
8月25日	公 示	1 専門部会委員推薦公示 2 関係労使の意見聴取公示
10月1日	専門部会委員 任 命	
10月10日	第1回専門部会	1 部会長、同代理の選出 2 各種資料の説明 3 最低賃金額について審議
10月17日	第2回専門部会	1 最低賃金額について審議 2 結審 3 専門部会報告書(案)について審議 4 同報告を決定 5 最低賃金審議会令第6条第5項の規定に基づき直ちに 千葉労働局長に答申